第四期特定健康診査等実施計画

田辺三菱製薬健康保険組合

最終更新日：令和 7 年 04 月 30 日

特定健康診査等実施計画　(令和6年度～令和11年度)

背景・現状・基本的な考え方　【第3期データヘルス計画書　STEP2から自動反映】			
No.1	・特定健診受診率は目標まであと1.5%。伸びしろは被扶養 ・リスクの高まる世代における健康把握ができていない ・連続未受診者が多くを占めている。	→	【特定健診】 ・健診受診機会の周知および機会拡大 ・健診未受診者への受診勧奨
No.2	・被扶養者は増加傾向にある ・リピーター対象者の割合が高い	→	【特定保健指導】 ・会社と共同で特定保健指導の重要性・必要性の認知度を高める ・保健指導参加機会の提供・周知 ・若年者に対し、将来的なリスクを低減させる取り組みを行う
No.3	・事前の流入予測が可能な新40歳については若年層対策を強化する必要がある ・特に年代が上がれば上がるほど該当域の割合が高くなっていくため、40歳未満の若年者向けの対策が必要	→	【若年者対策】 ・会社と協働で生活改善の重要性・必要性の認知度を高める ・若年者や予備群に対し、将来的なリスクを低減させる取り組みを行う
No.4	・被保険者の男女ともにリスクが高まる50代の割合が高い ・生活習慣病群が増加し、それに伴って重症化群も増加 ・受診したものの重症化している加入者が増加している可能性がある	→	【生活習慣病重症化予防】 ・生活習慣病ハイリスクかつ未通院・未受診者に対して、早期に治療を受けるように受診を促し、疾病の重症化を防ぐ
No.5	・飲酒と運動について対策が必要である ・生活習慣改善意欲について、「意思なし」が2割程度存在	→	【ICT】 ・ICTを活用した健康イベント等を展開し、運動習慣や改善意思を高める
No.6	・喫煙率減少は頭打ちになりつつある	→	【禁煙対策】 ・喫煙習慣のある人への禁煙促進
No.7	・約半数が年1回の歯科受診がない。そのうち3年連続未受診者は56.3%と、割合が大きい	→	【歯科対策】 ・リスク状態の把握および自覚を促す ・有所見者に対し歯科受診勧奨を行う
No.8	・肺、乳房順で医療費は高くなっている ・男女ともにリスクが高まる50代の割合が高い	→	【がん対策】 ・がん検診での要精密検査者に対する受診勧奨を行い、早期受診に繋げる
No.9	・受療率は増加傾向 ・実患者数は50 代男性が最も多く、女性は40代が多い ・女性被保険者は20代～30代において受療率が他組合よりも高い状況	→	【メンタル対策】 ・実態および課題を事業主と共有し、解決策の検討材料とする ・健康相談窓口を設置し、重症化を防ぐ"
No.10	・インフルエンザの患者数は、コロナ後、過去年度ほどではないが大幅に増加	→	【予防接種】 ・インフルエンザ予防接種申請の簡易化を図る

基本的な考え方（任意）

日本内科学会等内科系８学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能で、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになる。

生活習慣病予備軍の対象者自身が健診結果を理解し、自らの生活習慣を変えることで、生活習慣病への移行を防ぐことができる。そのため、健康保険組合が主体（委託含む）となって特定保健指導を行い、対象者が行動変容できるよう支援する。

特定健診・特定保健指導の事業計画　【第3期データヘルス計画書　STEP3から自動反映】

1　事業名　**特定健診（被扶養者）**

対応する健康課題番号　**No.1**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：被保険者
方法	事業主と連携し、受診機会の拡大を図る
体制	健診管理システムを構築し、データによる管理を進める

事業目標

健康状態未把握者を減少させることでリスク者の状況を把握し、適切な改善介入に繋げるための基盤を構築する

評価指標						
アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
被扶養者の内臓脂肪症候群該当者割合	6.0 %	6.0 %	5.5 %	5.5 %	5.0 %	5.0 %
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
被扶養者の特定健診実施率	67 %	68 %	69 %	70 %	70 %	70 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する	事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する	事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する	事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する	事業主と協力し、受診環境の整備および未受診者に対する受診勧奨を徹底する

2 事業名 **特定保健指導（被保険者）**

対応する健康課題番号 **No.2 , No.3**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：被保険者
方法	・業務時間中の実施が可能になるよう事業主に働きかける ・ICT指導を活用し、実施機会を拡大する ・医療機関での健診当日の指導が拡大するよう機関側に働きかける
体制	事業主・医療機関・サービス提供業者と連携して進めていく

事業目標

特定保健指導実施率向上による生活習慣病リスク保有者を減少させる。

評価指標							
	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	被保険者の特定保健指導対象者割合	15.0 %	15.0 %	14.5 %	14.5 %	14.0 %	14.0 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	被保険者の特定保健指導実施率	60.0 %	65.0 %	70.0 %	70.0 %	70.0 %	70.0 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す

3 事業名 **特定保健指導（被扶養者）**

対応する健康課題番号 **No.2 , No.3**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：被扶養者
方法	・ICT指導を活用し、実施機会を拡大する ・医療機関での健診当日の指導が拡大するよう機関側に働きかける
体制	事業主・医療機関・サービス提供業者と連携して進めていく

事業目標

特定保健指導実施率向上による生活習慣病リスク保有者を減少させる。

評価指標							
	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	被扶養者の特定保健指導対象者割合	6.7 %	6.7 %	6.6 %	6.6 %	6.5 %	6.4 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	被扶養者の特定保健指導実施率	33.5 %	34.0 %	34.0 %	35.0 %	35.0 %	35.0 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）
※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）
※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

-

特定健康診査等の実施方法

特定健康診査は、集団健診もしくは個別健診（人間ドック等）にて、法令の実施項目を実施する。
特定保健指導は、対象者の利便性が向上し、利用率・終了率向上につながる「オンラインによる面談指導」を外部委託にて実施する。

個人情報の保護

当健康保険組合は、田辺三菱製薬健康保険組合「個人情報保護管理規程」を遵守する。
当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
当健康保険組合の個人情報取扱責任者は常務理事とし、個人情報保護管理担当者は事務長とする。
個人情報を用いた事業を外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

公表・周知はホームページを通じて行う。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

-